

工事請負契約変更状況(8月分)

平成27年9月2日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
527018	下水道整備課	赤平分区汚水柵設置その3工事	3,240,000	3,291,840	—	2,719,440	-520,560	-16.1%	(6)	1	H27.8.4	(株)熊坂建設
127007	玉山建設課	市道古川岩手温泉線横断函渠設置工事	2,538,000	2,925,720	2,486,160	3,090,960	552,960	21.8%	(4), (6)	2	H27.8.6	(有)黒澤建設
126358	教委総務課	盛岡市立北厨川小学校校舎耐震補強工事その3	23,220,000	23,661,720	20,899,080	23,683,320	463,320	2.0%	(4)	1	H27.8.10	(有)丸義工務所
126352	道路管理課	市道上田24号線外1路線舗装新設改良工事その2	13,176,000	14,964,480	12,846,600	12,999,960	-176,040	-1.3%	(4)	1	H27.8.10	(有)大高建設
126353	道路管理課	市道北山二丁目9号線舗装新設改良工事その2	11,232,000	12,189,960	10,459,800	11,854,080	622,080	5.5%	(6), (7)	1	H27.8.10	(有)大高建設
127009	河川課	手代森15地割地内側溝設置工事	2,376,000	2,420,280	2,028,240	2,430,000	54,000	2.3%	(4)	1	H27.8.11	(有)黒澤建設
127008	道路管理課	市道安倍館町13号線外路線側溝整備工事	5,886,000	5,987,520	5,109,480	6,284,520	398,520	6.8%	(6), (9)	1	H27.8.11	(有)黒澤建設
126150	道路建設課	市道柵沢橋線柵沢橋上部工(製作輸送架設)工事	143,100,000	161,222,400	140,443,200	148,789,440	5,689,440	4.0%	(7)	2	H27.8.19	北日本機械(株)
126347	道路建設課	市道西青山一丁目上厨川2号線外歩道新設工事	12,906,000	14,819,760	12,654,360	14,645,880	1,739,880	13.5%	(4), (6)	1	H27.8.19	(株)熊坂建設
126030	道路建設課	市道谷地頭線道路改良工事	34,560,000	35,553,600	30,584,520	39,407,040	4,847,040	14.0%	(4), (7)	6	H27.8.20	(株)下河原組
127056	道路建設課	市道谷地頭線視覚障がい者誘導標示工事	5,238,000	5,614,920	4,605,120	5,230,440	-7,560	-0.1%	(4)	1	H27.8.24	協積産業(株)
526151	水道建設課	永井17地割外地内配水管移設工事	32,400,000	34,503,840	30,128,760	26,763,210	-5,636,790	-17.4%	(8)	1	H27.8.25	(株)司組
526156	下水道整備課	菜園分区外第一工区管渠更生工事	31,860,000	36,333,360	31,275,720	34,329,960	2,469,960	7.8%	(4), (6)	2	H27.8.28	(株)伊藤組
126164	市街地整備課	太田地区夕顔瀬橋煙山線等街路築造及び宅地造成工事	102,924,000	117,914,400	101,833,200	111,198,960	8,274,960	8.0%	(6)	4	H27.8.28	(株)石名坂
126344	道路建設課	市道好摩芋田向線歩道新設その2工事	15,473,160	17,850,240	15,327,360	16,949,520	1,476,360	9.5%	(4), (6)	1	H27.8.31	(株)熊坂建設
127018	建築住宅課	市営法領田アパート1・2号館ほか水道集中メーター交換工事	10,659,600	11,620,800	10,458,720	10,648,800	-10,800	-0.1%	(4)	1	H27.8.31	(有)第一エンジニアリング工業

※契約金額の変更を伴うものに限る。

工事請負契約変更状況(8月分)

平成27年9月2日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約					受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

(1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

(3) 設計図書の表示が明確でないとき。

(4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。

(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。

(6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。

(7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。

(8) 用地確保等が予定と異なったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。